一般社団法人ヨシオープンイノベーション協議会

定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人ヨシオープンイノベーション協議会(英文名: Yoshi Open Innovation)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を大阪府枚方市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 ヨシ原は地域で守るべき貴重な財産である。「地域の価値ある水辺の創造」を実現するために、オープンイノベーションによりヨシを資源とする持続可能な事業を創出し、河川やヨシ原の生態系を地域で守る仕組みを構築する。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ヨシを資源とし活用したヨシに関する事業
- (2) ヨシブランド認証制度と知財に関する事業
- (3) ヨシや河川に関する学術研究事業
- (4) ヨシに関する文化芸術振興に関する事業
- (5) ヨシ原及びヨシの有用性の広報に関する事業
- (6) (1) 乃至(4) の海外進出に関する事業
- (7) その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び一般会員及び特別会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団 法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

正会員は、本会の理念・目的に賛同し、ヨシを資源とし活用したヨシに関する事業及び研究などの活動を行う法人及び個人、並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

- 2 一般会員は、本会の理念・目的を理解し賛同した上で、本会の活動に協力しようとする法人、個人、団体とする。
- 3 特別会員は、本会の理念・目的を理解し賛同した上で、研究および公益等の推進の目的から本会の活動に協力しようとする法人、個人、団体(学術研究機関・行政など)とする。
- 4 賛助会員は、前項に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人、個人、団体とする。

(入会)

- 第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定める入会に必要な書類を揃えて申し込みし、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として、本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。
- 3 会員代表者を変更した場合は、速やかに変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 本会の事業活動で生じる経常的な費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員は、総会において定める会費規定に従い、入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

- 第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。
- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第11条 総会は、定時総会及び臨時総会とし、すべての正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

- 第12条 総会は、次の事項を決議する。
- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬等の額及びその規定
- (4) 事業報告及び計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 前各号に定めるもののほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

- 第13条 定時総会は、毎年1回開催する。
- 2 定時総会は、毎事業年度終了後90日以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面又は電磁的方法により、開会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の 議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の 2以上に当たる多数をもって行う。
- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 2 1 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理人による議決権の行使)

第18条総会に出席できない正会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、議長に対し、事前に代理権を証明する書面を提出し、又は当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供しなければならない。

2 代理権の授与は、総会ごとに行わなければならない。

(書面または電磁的方法による議決権行使)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。この場合においては、当該正会員は、議長に対し、総会の日時の直前の業務時間の終了までに議決権行使書面を提出し、又は当該議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供する。

2 前項によって行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人1人以上が記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第21条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長、2人以内を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員又は正会員の会員代表者から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあっては5人、監事にあっては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、職務を執行する。
- 4 会長は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の 終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により 退任した後も、新たに選任した者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬)

第27条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除又は限定)

第28条 本会は、役員の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会は、外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償 責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく 賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高 い額とする。

(顧問)

第29条 本会に、顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
- 4 第25条第1項の規定は、顧問について準用する。

第6章理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長の選定及び解職

(開催)

第32条 理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面又は電磁的方法により、開会の日の1週間前までに理事及び監事に通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等の支障があるときは、理事の うちから議長を選出する。

(決議)

- 第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、 その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事1名は、前項の議事録に記名押印する。

第7章基金

(基金の拠出等)

- 第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
 - 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人に おいて別に定めるものとする。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第38条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金
- (3) 会費
- (4) 分担金
- (5) 寄附金品
- (6) 事業に伴う収入
- (7) 資産から生じる収入
- (8) その他

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年8月1日に始まり、翌年7月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が 作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、定時総会で報告するものとし、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

第41条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 補則

(委員会)

- 第46条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
- 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の決議を得て、会長が別に定める。

(事務局)

- 第47条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長及び職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の決議を得て、会長が任免し、職員は、会長が任免する。

(実施細則)

第48条 この定款の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。